

平成 28 年 1 月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成 28 年 1 月 20 日（水）午後 3 時 40 分～午後 4 時 45 分

2. 場 所 市立公民館・中央地区公民館 3 階 講座室 4

3. 出席者

委員長 谷口 馨 委員長職務代理者 野口 和江 委員 中野 俊勝
委員 川岸 靖代 教育長 樋口 利彦

4. 事務局出席者

・教育総務部長 西川 照彦 ・学校教育部長 須賀 俊介 ・生涯学習部長 松阪 正登
・総務課長 大西 謙次 ・学校管理課長 古谷 利雄 ・産業高校学務課長 山本 徹雄
・学校教育課長 松村 慎治 ・人権教育課長 阪本 美奈子 ・生涯学習課長 大和 昇
・理事兼スポーツ振興課長 直 清司 ・郷土文化室長 小堀 頼子
・図書館長 玉井 良治 ・総務課参事 中野 忠一 ・総務課参事 高井 哲也

開会 午後 3 時 40 分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に野口委員長職務代理者を指名した。
傍聴人 0 名。

○谷口委員長

ただいまから、1 月定例教育委員会会議を開催します。

報告第 1 号 平成 28 年度岸城中学校夜間学級生の募集について

○谷口委員長

報告第 1 号 平成 28 年度岸城中学校夜間学級生の募集について、事務局から説明をお願いします。

○大西総務課長

報告第 1 号については、岸城中学校夜間学級生の募集についてです。これまで夜間学級の募集に際しては、大阪府内在住の中学校を卒業していない方を対象に募集をしていましたが、国から従来の卒業していない方に加え、中学校の卒業認定は受けていますが、いろいろな事情により中学校の勉強を十分に受けられなかった方についても積極的に受入れるよう通知がありました。そこで、岸城中学校夜間学級の平成 28 年度 4 月募集生から中学校の勉強を十分に受けられなかった方の受入れを考えています。周知につきましては、広報きしわだ 2 月号に掲載や岸城中学校夜間学級に在籍している方の在住市にも広報の協力を依頼しております。

○中野委員

中学校の既卒者が二度義務教育を受けることを文部科学省は認めていませんでした。今回から不登校や児童虐待などで十分に通えなかった方に夜間中学校への再入学を認めることになりました。既卒者からの入学希望は、出席状況の確認を基に判断します。保健室登校が多かった状況が分かった場合、記録が残っていないことがある高齢者の場合には教育委員会として柔軟な対応ができるということです。

○大西総務課長

そうです。本人からよく事情を聴いて、勉強ができなかった状況だと判断すれば受入れます。

報告第2号 浜幼稚園への寄附について

報告第3号 八木南小学校への寄附について

○谷口委員長

報告第2号 浜幼稚園への寄附について、報告第3号 八木南小学校への寄附について、事務局から説明をお願いします。

○古谷学校管理課長

報告第2号については、図書「あのね、サンタの国ではね」7冊、「にんじゃサンタ」13冊、「あかにんじゃ」1冊、「さんかくにんじゃ」1冊、「どこ？つきよのぼんのさがしもの」1冊、(換算額 30,000 円)を幼稚園教育活動推進のため、中之浜町会様から平成27年12月9日にご寄附いただきました。

報告第3号につきましては、電子黒板一式(60インチ)(換算額 498,000 円)を教育活動推進のため、一般財団法人永井熊七財団様より平成27年12月25日にご寄附いただきました。

○中野委員

ご寄附は非常に有り難いです。ICTインテリジェント化が進んでいる中、学校現場ではそれに遅れないような対応が求められていますので、電子黒板は貴重なご寄附だと思います。学校でこの機器を活用して、より一層、学習効果が高められるように努めてもらいたいと思います。

○谷口委員長

活用している学校もありますが、使いづらいという学校もあります。良い物をご寄附いただきましたので、是非とも使えるようにしていただければと思います。

報告第4号 平成27年度岸和田市中学校冬季スポーツ大会の結果について

○谷口委員長

報告第4号 平成27年度岸和田市中学校冬季スポーツ大会の結果について、事務局から説明をお願いします。

○松村学校教育課長

報告第4号につきましては、冬季スポーツ大会で駅伝競走とサッカーを行いました結果につ

いてです。駅伝競走を平成 27 年 12 月 25 日（金）に中央公園周回コースで実施いたしました。サッカーは、平成 27 年 12 月 25 日（金）～27 日（日）に桜台中学校（25 日・26 日）及び山直中学校（27 日）で実施いたしました。

○中野委員

駅伝のタイムですが、昨年と変わりがなかったのでしょうか。

○松村学校教育課長

総合の男子の部及び女子の部で見ますと、昨年とあまり変わっていません。

報告第 5 号 岸和田市附属機関条例の一部改正について

○谷口委員長

報告第 5 号 岸和田市附属機関条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○大和生涯学習課長

報告第 5 号は、岸和田市附属機関条例の一部改正についてです。

一つ目は、岸和田市附属機関条例のうち、生涯学習審議会に関する事項について別表 1 の表中、「委員の定数又は上限の数」を改正するものです。改正の理由につきましては、岸和田市生涯学習審議会について、その審議において、より幅広い視点からの議論を促すことを目的とし、生涯学習に関する事業を行う団体等からの意見を取り入れるため、委員数の拡大を図るべく規定の整備を図ろうとするものです。改正の概要は、岸和田市生涯学習審議会の委員数を 15 人から 19 人以内とすることとし、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。

二つ目は、岸和田市附属機関条例に、岸和田市青少年問題協議会を追加し、改正に伴い岸和田市青少年問題協議会条例を廃止するものです。改正の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、地方青少年問題協議会の会長及び委員資格要件が廃止されたことから、本市の青少年問題協議会の組織体制を見直すこととし、それに合わせ、その設置根拠となる規定について、岸和田市青少年問題協議会条例から岸和田市附属機関条例に移行すべく規定の整備を図ろうとするものです。改正の概要は、市長の附属機関に岸和田市青少年問題協議会を追加し、その担当事務及び委員の上限の数を規定することとし、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。附属機関に条例化することによりまして、岸和田市青少年問題協議会条例を廃止し、廃止前の岸和田市青少年問題協議会条例の規定に基づき設置された岸和田市青少年問題協議会については、条例廃止にかかわらず、同条例の規定は、この条例の施行の際、減に在職する。同条例の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期満了までの間、なおその効力を有することとします。詳細につきましては、岸和田市青少年問題協議会規則で定めることとなります。

根拠となります教育委員会規則の規定は、生涯学習審議会につきましては、岸和田市教育委員会規則第 7 条第 1 項第 5 号、及び市長の権限に属する事務を岸和田市教育委員会に委任する規則に基づきます。青少年問題協議会につきましては、規定は特にございませぬ。

○谷口委員長

法改正により整備したと理解してよろしいか。

○大和生涯学習課長

生涯学習審議会については、定数の見直しですが、青少年問題協議会につきましては、元になります地方青少年問題協議会法が平成 25 年に改正されました。委員の任期が平成 27 年度で終了し、平成 28 年度より新しい委員の選任に合わせて改正するものです。

○中野委員

生涯学習審議会の人数が 15 人から 19 人以内に増えますが、生涯学習審議会規則の中に“学校教育の関係者”、“社会教育の関係者”、“学識経験者”、“市民団体の代表”及び“公募した市民”と委員の内容がありますが、この全体から 4 名を増やすという意味ですか。

○大和生涯学習課長

生涯学習審議会、生涯学習推進本部、生涯学習推進委員会の組織がございます。生涯学習推進本部の組織を生涯学習審議会に統合を図るため、生涯学習審議会委員の定数を増やしたいという思いです。

○中野委員

青少年問題協議会は、位置付けが変わるもので、法令との関係から言いますと、今まで全国統一の基準であったものが、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の 3 つに分類されて条例の中で吟味できるようになったのですね。位置付けだけ今回表わして、内容については今後決めていくということですね。国の基準通りか、地域の実情に応じた形にするのか、変更が可能になったということですね。

○大和生涯学習課長

平成 25 年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正があり、内閣府閣議決定でいろいろな法律の改正を行う方向性が示されました内容になっております。そのうちの 하나가、地方青少年問題協議会委員の資格要件を取り外して、地域の自主性を尊重する方向性になっています。今回、地方自治の中で自由に変えられるところもありますので、基準に従い変更内容になっています。

○野口委員長職務代理者

15 人から 19 人になった根拠は何ですか。

○大和生涯学習課長

現在、15 人の委員で生涯学習審議会は構成されています。19 人以内ですので、19 人でなければいけないことはありませんが、生涯学習推進本部の委員は、保護司会、青少年指導員、市こ連、PTA、青年団と組織が他とほとんど同じです。生涯学習施設の関係者を増やしたい。公民館からはクラブ連絡会の代表の方、スポーツ振興課では体育協会の方が入っています。しかし、図書館と自然資料館の関係団体の代表のご意見をいただいていませんので、その関連の組織の代表の方にも審議会に入っていただければと思っています。

報告第6号 公民館分館の臨時休館について

○谷口委員長

報告第6号 公民館分館の臨時休館について、事務局から説明をお願いします。

○大和生涯学習課長

報告第6号につきましては、公民館分館は春木市民センター内の公民館で、電気設備法定点検実施に伴い2月17日（水）に岸和田市立公民館及び青少年会館等の設置、管理に関する条例第3条第2項ただし書きの規定により、岸和田市立公民館分館を臨時休館するものでございます。告示、広報きしわだ2月号及び市ホームページで周知を図ります。

○谷口委員長

何かご質問等ありませんか。ないようですので次にまいります。

報告第7号 「第23回泉州国際市民マラソン」の開催について

○谷口委員長

報告第7号 「第23回泉州国際市民マラソン」の開催について、事務局から説明をお願いします。

○直スポーツ振興課長

第23回泉州国際市民マラソンの開催について、関係9市4町によります泉州地域全体のスポーツ並びに文化の振興を図る趣旨で、主催は泉州国際市民マラソン実行委員会及び泉州9市4町陸上競技協会でございます。42.195kmのフルマラソンと初めて行います10kmマラソンの競技を行います。2月21日（日）に、フルマラソンは10時30分スタート、10kmマラソンは10時35分スタートで行います。コースは、フルマラソンが堺市浜寺公園から泉佐野市りんくう公園まで、10kmマラソンが堺市浜寺公園をスタート・フィニッシュとします。今回のエントリー数は、フルマラソンが5,938名、本市のエントリー数は681名、10kmマラソンが444名、本市のエントリー数は48名となっています。定員は、それぞれ5,000名と1,500名です。

○中野委員

最後の10kmは高低差があつてきついです。応援も切れることなく非常に走りやすく、また、走者にとってはシーズンインして調子が上がってきているところで時期が良いとも聞いています。去年から抽選になりましたが、正味の申込者数はどれくらいですか。

○直スポーツ振興課長

先ほど報告しました5,938名が申込者数になります。去年は5,951名でした。

○中野委員

10kmマラソンは今年から実施ですね。

○直スポーツ振興課長

10kmマラソンの要望があり、今回実施します。未だ知られていませんので、定員を満たしていません。

○谷口委員長

事故のないようお願いします。

報告第8号 平成27年度歴史講座について

○谷口委員長

報告第8号 平成27年度歴史講座について、事務局から説明をお願いします。

○小堀郷土文化室長

報告第8号につきましては、岡部家ゆかりの古文書と書画をテーマに、現在、岸和田城の展示をしていますが、効果を上げるために講座で詳しい内容を講義いただき、展示に興味、関心を深めていただきたいという趣旨でございます。2月20日（土）及び2月28日（日）のいずれも午後2時から4時までの2回の講座を自泉会館ホールで予定しています。講義の第1回目は、「近世になって武士がなぜ絵画を描くようになったのか」、2回目は、「なぜ古文書には花押を書くようになったのか」を中心に解説していただきます。また、講義後、岸和田城の展示を実際に見ていただく現地学習も予定しています。定員は50名で、広報きしわだ2月号及び市ホームページで周知を行い、2月8日（月）から先着順で受付を行います。

○谷口委員長

たくさんの応募があればと思います。よろしくお願いします。

報告第9号 きしわだ自然資料館の臨時休館について

報告第10号 特別展『そのとき大地が動いた～泉州に残るその爪痕～』の開催について

報告第11号 自然資料館の無料開放について

○谷口委員長

関連します、報告第9号 きしわだ自然資料館の臨時休館について、報告第10号 特別展『そのとき大地が動いた～泉州に残るその爪痕～』の開催について及び報告第11号 自然資料館の無料開放について、事務局から説明をお願いします。

○小堀郷土文化室長

報告第9号につきましては、特別展『そのとき大地が動いた～泉州に残るその爪痕～』の開催準備のため、きしわだ自然資料館を2月4日（木）及び5日（金）に臨時休館するものです。

報告第10号につきましては、特別展『そのとき大地が動いた～泉州に残るその爪痕～』を2月6日（土）から3月27日（日）まで、きしわだ自然資料館1階多目的ホールで開催いたします。地震や火山噴火などが頻発し、多くの人々の関心も高くなっている現状の中、過去に泉州地域で起こった災害、大地の動きを自然現象のメカニズムを中心にして学ぶことを目的に展示を行います。それらを計測する機器のしくみについても、科学的に捉える機会を用意して子供にも興味を持ってもらおうと考えています。周知につきましては、広報きしわだ2月号及び市ホームページに掲載する予定です。また、危機管理課の協力を得て、防災グッズの展示も予定しております。

報告第 11 号につきましては、特別展に関連して 3 月 12 日（土）を無料開放の日とするものです。自然資料館が開館 20 周年の記念の年で、少しでもたくさんの方に自然資料館を知ってもらい利用していただきたいことから 6 月にも無料開放をいたしました。その日は、通常の休日の来館者が 100 名程度ですが、イベントを開催していたこともあり 520 名の来館がありました。今回も特別展の期間に無料開放日を設けて来ていただくことで、リピーターが増えればと考えました。

○野口委員長職務代理者

各学校では、3 月 11 日に合わせ、避難訓練を実施していると思います。直下型地震やプレート型地震の話がされていると思いますが、なかなか子供たちに実感として伝わりにくいところがあると思います。内畑断層や下松断層といった身近な名前が出てくることで、子供たちは自分のことと捉えられると思います。もし地震が起きたときに避難訓練で学んだことを結び付けられると思いますので、学校の方へも一般の周知でなく、子供たちが知ることができる方法をお願いします。

○小堀郷土文化室長

危機感をあおるだけでなく、正しい知識をこの機会に身に付けてもらうには良い機会だと思っていますので、学校へも伝えていきたいと思っています。

○中野委員

体験学習から専門的な河合マイロナイトや鍋山の安山岩の内容、古文書や文学作品、現状の減災・防災対策、防災計画まであり、どんな観点からも興味が持てるような内容になっています。南海トラフ地震による大きな被害も想定が出されて、地震への関心が非常に高い時期ですので、子供たちはもちろん、多くの入場者を期待したいと思います。

○谷口委員長

たくさんの方の市民の方に知ってもらうように周知をお願いします。

報告第 12 号 春木図書館の臨時休館について

○谷口委員長

報告第 12 号 春木図書館の臨時休館について、事務局から説明をお願いします。

○玉井図書館長

報告第 12 号については、報告第 6 号と同様、春木図書館は春木市民センター内の図書館で、電気設備法定点検実施に伴い 2 月 17 日（水）に岸和田市図書館規則第 4 条の規定により、岸和田市立春木図書館を臨時休館するものでございます。告示、広報きしわだ 2 月号、図書館だより 2 月号及び市ホームページで周知を図ります。

○谷口委員長

何かご質問等ございませんか。

報告は以上ですので、次に議案の審議に移ります。

議案第1号 岸和田市学校給食調理員の身分、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正について

○谷口委員長

議案第1号 岸和田市学校給食調理員の身分、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○大西総務課長

議案第1号につきましては、3月議会に上程します条例の一部改正についてです。学校給食に携わる者の身分、給与、勤務条件等に関する条例を所管していますが、地方公務員法の第24条第6項に職員の身分、給与、勤務条件等を条例で定める規定がありますが、地方公務員法の改正に伴い第24条第5項の規定になりました。条例で引用している条項のずれを改めるもので、内容を改めるものではございません。

○中野委員

条例に該当する給食調理員は、何名いますか。

○大西総務課長

数字を持っていませんので、後日報告します。

○谷口委員長

他にございませんか。特に意見がないようですので、原案どおり承認します。

議案第2号 平成28年度岸和田市立産業高等学校二次入学者選抜募集要項について

○谷口委員長

議案第2号 平成28年度岸和田市立産業高等学校二次入学者選抜募集要項について、事務局から説明をお願いします。

○山本産業高校学務課長

議案第2号につきましては、平成28年度の産業高等学校の二次入学者選抜に係る応募資格、募集人員及び出願方法等を定めたものでございます。

応募資格ですが、2月22日及び3月10日の特別選抜及び一般選抜の資格に変わりありません。どの選抜にも合格していない者、または手続きをせず入学できない者が資格となります。募集人員は、デザインシステム科、商業科及び情報科とも欠員があった場合、定員までの不足の人数を募集します。入学志願書には、欠員が複数の学科である場合、第1希望と第2希望を出せるようになっていて、自己申告書も提出していただきます。出願期間は、3月23日(水)午前9時から正午までとしています。調査書につきましては、出身中学校から提出していただきます。学力検査は行わず、面接のみ実施し、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて個人面接を行います。選抜の資料につきましては、調査書と面接の評価となり、調査書の記載事項及び面接の評価を組み合わせる総合判断いたします。成績の良い者から合格となります。複数科にまたがる場合、成績順に並べ第1希望先から埋めていき、募集人員に達した科から決めていきます。合格者の発表は、3月25日(金)10時から産業高等学校で行います。

定時制につきましても資格等は同じです。出願は、入学志願書及び自己申告書を提出してもらいます。調査書や学力検査等についても先ほどと同じで、合格者の発表は3月25日（金）午後2時から産業高等学校で行います。

○野口委員長職務代理者

要項の中で、「面接は、志願者全員について、出願時に各高等学校長が当該高等学校において行う。」と一般的な表現になっていますが、何か意図があってそのようにされているのですか。

○山本産業高校学務課長

府立高校の要項を引用していましたので、特に意図はありません。「産業高等学校で行う。」と訂正します。

○中野委員

全日制、定時制とも二次募集の必要がないように願っています。8月に決定しました選抜方針の二次入学者選抜を具体的に示したということですね。

○山本産業高校学務課長

そうです。8月には示していませんでしたので、今回、示させていただきました。来年度からは、一緒にしても良いかと思っています。

○中野委員

昨年度までは、定時制のみの二次募集をこの時期にしていました。今回は、全日制も入って記載されていますが、何か意味はありますか。

○山本産業高校学務課長

昨年度は、第1希望と第2希望で定員に達しましたが、定員割れの事態も生じる可能性や受験制度も変わり普通科と一緒に受験となることから、今回作成しました。

○谷口委員長

他にございませんか。特に意見がないようですので、原案を一部訂正して承認します。

議案第3号 科学技術教育センター建設基金条例の廃止について

○谷口委員長

議案第3号 科学技術教育センター建設基金条例の廃止について、事務局から説明をお願いします。

○松村学校教育課長

議案第3号につきましては、科学技術教育センター建設基金条例の廃止についてです。新教育センターが平成29年1月から開設予定です。建設の資金として科学技術教育センター建設基金を予算に繰り入れるために、その条例の廃止の手続きが必要になります。廃止の理由は、科学技術教育センターの機能を兼ね備えた教育センターの建設事業の資金に充てるため、科学技術教育センター建設基金の全部を処分することとしたことから、当該基金の設置を目的として定められた科学技術教育センター建設基金条例を廃止しようとするもので、廃止する日は平

成 29 年 4 月 1 日です。

○中野委員

科学技術教育センター建設基金の額はいくらですか。

○松村学校教育課長

おおよそ 26 万 8 千円です。

○谷口委員長

他にございませんか。他に意見がないようですので、原案のとおり承認します。

議案第 4 号 教職員人事について

○大西総務課長

議案 1 件の追加をお願いします。教職員人事についてですので、非公開でお願いしたいと考えています。

○谷口委員長

非公開でよろしいでしょうか。

(各委員の同意)

○谷口委員長

非公開への賛同がありましたので、議案第 4 号 教職員人事については、非公開とします。関係者以外は退席願います。

(関係者以外退席後、教職員人事について審議され承認される。)

○谷口委員長

これもちまして、1 月の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後 4 時 45 分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

委員長

署名委員